

札幌市告示第 5203 号

SNSをきっかけとした消費者トラブルに係る消費者教育映像等制作業務に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 6 年(2024 年)12 月 23 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市市民文化局市民生活部消費生活課

電話 (011)211-2245

メール sapporoshohi@city.sapporo.jp

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 業務名

SNSをきっかけとした消費者トラブルに係る消費者教育映像等制作業務

(2) 業務内容

SNS をきっかけとした消費者トラブルに係る啓発映像等を制作する。詳細は「業務仕様書」のとおり。なお、業務内容は、公募開始時点の予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年(2024年)3月 31 日(月)まで

(4) 契約に至るまでの流れ

ア 公募型企画競争参加者の募集及び企画提案書等の受付

イ 提案内容について企画競争実施委員会で審査

ウ イの審査で最も優れた企画提案者を契約候補者として選定

エ 上記ウの契約候補者と所定の手続きを経て、委託契約を締結する。

なお、公募型企画競争の応募方法及び提出書類の詳細は、「SNSをきっかけとした消費者トラブルに係る消費者教育映像等制作業務 提案説明書」による。

3 参加資格

次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。グループ等で参加する場合には、原則として、契約の相手方となるグループ等の代表者及び他の構成員すべてが以下の要件を満たす必要がある。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4に規定する事項に該当しない者であること。

(2) 札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)のうち、「一般サービス業」に登録されている者であること。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成 14 年4月 26 日財政局理事決裁)に

基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

4 業務仕様書・提案説明書の交付方法

令和6年 12 月 23 日(月)より札幌市公式ホームページ内「市民文化局市民生活部入札・契約等情報」にて公開する。

5 企画提案書等の提出

- (1) 提出方法
郵送又は持参による。
- (2) 提出期限
令和 7 年 1 月 15 日(水)12時 00 分(必着)
- (3) 提出場所
上記「1 契約担当部局」に同じ。